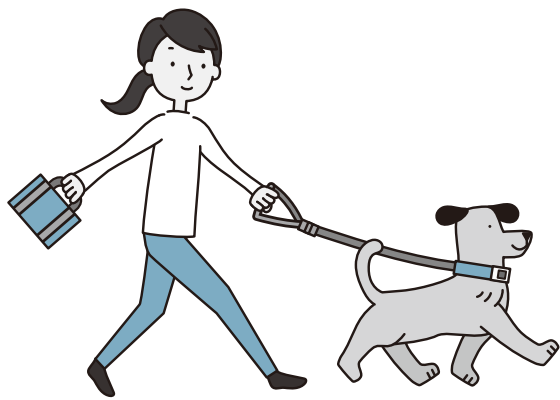




6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です ルールを守って犬・猫を飼いましょう

犬や猫などのペットは人に安らぎをもたらし、暮らしを豊かにしてくれます。しかし、ペットと暮らすには社会でのルールを守り、周囲に迷惑をかけないように飼育することが大切です。犬や猫の習性や生態を知り、適切な飼い方を心掛けましょう。

犬に関するお問い合わせは、健康福祉課 ☎421-6731 へ、猫に関するお問い合わせは、環境政策課 ☎421-6765 へ

ペットは「マナー」を守って正しく飼育を

生活に安らぎと潤いをもたらしてくれる犬や猫などのペットたち。家族の一員としてペットとともに過ごし、触れ合うことで、心理的にも身体的にも有益な効果があるといわれています。

その一方で、「放し飼いの犬が怖い」、「鳴き声がうるさい」、「ふんが放置されている」、「子犬・子猫が捨てられている」など、正しい飼い方ができていなかったり、飼い主が飼育を放棄したりすることで、近隣住民に迷惑をかけている状況もあります。

ペットを飼うには責任が伴います。ただ、餌を与えてかわいい姿を楽しむだけでは、責任のある飼い主とはいえません。飼い方のマナーを守り、ペットと近隣住民の快適な生活環境を整えることが飼い主の責任といえます。飼い主として正しく飼育するため、改めてマナーを確認しましょう。

◆ペットを飼う前に確認しましょう

- ①餌はきちんとあげられますか
- ②周りをきれいに清掃できますか
- ③病気になったときに看病できますか
- ④同居人全員が飼うことに賛成していますか
- ⑤最期まできちんと面倒をみられますか

動物を飼う上で注意すること

- ①飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑をかけずにその動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう
- ②動物から伝染する感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょう
- ③飼っている動物のふん尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう
- ④生後91日以上の犬猫を合わせて10頭以上飼

う場合、保健所への届出が必要です

⑤災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるよう準備をしましょう

⑥やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします

⑦ペットなどの愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。また、愛護動物を殺傷すると、最大で5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられます

犬を飼うときは

首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないか獣医師の検診を受けさせる必要があります。

犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短いリードで行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりすることのないようにしましょう。

猫を飼うときは

猫は屋内で飼いましょう。ふん尿や鳴き声などによる被害を防止でき、また、感染症や交通事故などの危険から守ることができます。

適正に飼うことができない猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

犬の正しい飼い方・しつけ方

千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会などに講師の派遣も行っています。

詳しくは習志野保健所（習志野健康福祉セ

ンター） ☎475-5154、千葉県動物愛護センター ☎0476-93-5711、同東葛飾支所 ☎04-7191-0050、公益財団法人千葉県動物保護管理協会 ☎043-214-7814 へ。

マイクロチップの特例制度

●特例制度とは

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により生涯に1回の登録が義務付けられており、登録を受けると登録の証である鑑札が発行されます。

特例制度は、マイクロチップを上記の鑑札とみなすもので、指定登録機関へマイクロチップの情報登録手続きを行うことによって、犬の新規登録手続きが完了する制度です。

マイクロチップの情報登録による新規登録を行えば、市役所窓口での新規登録手続きは不要となります。

マイクロチップを装着していない犬については、従来どおり登録申請書に交付手数料3,000円を添えて、健康福祉課窓口で犬の鑑札の交付を受けてください。

●犬や猫にマイクロチップの登録を

6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、ペットショップやブリーダーから販売される犬や猫へのマイクロチップの装着と所有者に係る情報の登録が義務付けられています。ペットショップやブリーダー以外から入手した、または、以前から飼養している犬や猫については、マイクロチップの装着義務はなく、努力義務となっています。

しかし、犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故によって飼い主と離ればなれになったときにマイクロチップを装着していると登録情報から飼い主に連絡をすることができます。すでに飼養している犬や猫についても、できるだけ装着と登録をお願いします。

アライグマ・ハクビシンで困っていませんか

市内でアライグマやハクビシンに農作物が食べられたり、屋根裏に住みつかれてしまう被害が発生しています。市では捕獲のための許可を取得し、被害が発生している場所にワナを設置しています。設置を希望する人は電話で相談してください。農業被害は農政課 ☎(421) 6764、生活被害は環境政策課 ☎(421) 6765 へ。（農政課・環境政策課）

消費者ホットライン188とは？

「お試しのつもりが定期購入になっていた」、「サービスの契約で事業者とトラブルになった」などの消費生活に関する消費者と事業者のトラブルで困っていることはありませんか？そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも局番なしの3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや！）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。休日でも県の消費者センターや、国民生活センターをご案内します。年末年始を除いて、原則毎日利用できます。

（消費生活センター ☎(485) 0559）

募集 平和を願う千羽鶴

8月6日(火)に市民会館で開催を予定している「黙とうと献花の集い」に展示する平和を願う千羽鶴を募集します。式典後は、広島・長崎市に献納します。

▼応募方法 7月12日(金)までに〒276-8501市役所シティプロモーション課に郵送または持参してください。折り鶴は糸などでつないで、抜け落ちないようにボタンなどで留めた状態で提出してください。千羽鶴の長さはなるべく1m20cm以内で、氏名を書いたりボンや短冊を結ぶ場合は、寄贈者で行ってください。氏名(団体は、団体名と代表者名)、鶴の総数、希望送付先(広島・長崎・どちらでも可)を記入した紙を添付してください。(シティプロモーション課 ☎(421) 6703)

里山楽習会inやちよ

「市民参加型調査による八千代市の自然環境について」をテーマに、千葉県環境財団職員による講演を行います。先着50人。

▼日時 7月13日(土)午前10時～正午頃。受け付け開始は午前9時30分 ▼会場 市民会館第4会議室 ▼申し込み 左のコードまたは電話かメールでゼロカーボンシティ推進室 ☎(421) 6767 ✉kankyoul@city.yachiyo.chiba.jp

(ゼロカーボンシティ推進室)

